

第九十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十四号

昭和五十五年四月十日(木曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 石川 要三君 理事 大石 千八君

理事 中村 弘海君 理事 小川 省吾君

理事 神沢 淨君 理事 小濱 新次君

理事 三谷 秀治君

岸田 文武君 北口 博君

工藤 巖君 椎名 素夫君

井岡 大治君 河野 正君

細谷 治嘉君 安藤 巖君

田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 後藤田正晴君

出席府政委員

警察庁交通局長 池田 速雄君

自治大臣官房長 石見 隆三君

自治大臣官房審議官 花岡 圭三君

自治大臣官房審議官 川俣 芳郎君

自治省行政局長 宮尾 盤君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 土屋 佳昭君

自治省行政局長 鹿兒島重治君

自治省行政局長 栗山 昌久君

自治省行政局長 尾崎 護君

自治省行政局長 横瀬 庄次君

自治省行政局長 北郷 勲夫君

自治省行政局長 尾崎 護君

自治省行政局長 横瀬 庄次君

自治省行政局長 北郷 勲夫君

自治省行政局長 尾崎 護君

自治省行政局長 横瀬 庄次君

自治省行政局長 北郷 勲夫君

自治省行政局長 尾崎 護君

自治省行政局長 横瀬 庄次君

自治省行政局長 北郷 勲夫君

自治省行政局長 尾崎 護君

自治省行政局長 横瀬 庄次君

四月十日

重慶重慶復身障害者に対する地方行政改善に関する請願(岡田利春君紹介(第三九六号))は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○塩谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三谷秀治君。

○三谷委員 大臣にお尋ねしますが、地方財政問題についてはいままでしばしば議論してきました。そうして、これは大蔵省も自治省もそうですけれども、いまの処置ですね、交付税特会に入り、これと半額国の負担制度といいますが、これについて、好ましいものではない、平常なものではない、ということをお尋ねして答えてもらいたいと思います。にもかかわらず、もはやこれで六年目を迎えます。

るわけですが、今日においても恒久的な、安定的な制度ができないのはなぜだろうかという疑問を持つわけですが、この点をお尋ねしたいと思います。

○後藤田國務大臣 その点はしばしばお答えをいたしておりますように、好ましくない制度だ、という意味ではありません、やむを得ない制度だ、かように考えておられるわけでございます。

自治省としては当然のことながら、地方団体の利益を政府の中で代表する立場でございまして、毎年度地方交付税法に決められておられるので、毎年地方交付税法に決められておられるのでございまして、ただ、今日の厳しい国家財政の状況、地方も苦しい、お互いに痛みをともにするといったような考えで処理するのが現実的な解決の道ではないのか、かようなことで、御承知のような借り入れ制度、それを二つの一後年度におつたてて国が負担をする、こういう暫定的な意味合いでの制度をつくって五十三年以来処理しておられるわけでございます。つまり、恒久的にこれといった私、考えておりませんけれども、当面の具体的な解決策としてはこれ以外方法がないのではなからうか、かように考えているわけでございます。まするので、いずれの日に国、地方を通ずる財政制度の根本的な改革というチャンスをとらえて、基本的な地方自治確立のための制度に切りかえてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○三谷委員 交付税制度というものが財政収入額が必要額に満たない額を補てんするという制度のものであることは言うまでもありませんが、そこでこの問題は、やはり交付税法の原点に返って議論しませんと、一つ一つ既成事実を積み上げていって、そして、その積み上げたところが議論の出発点になったのでは、この問題の本旨がずれてしまします。

御承知のように交付税法では、毎年度として交付すべき普通交付税の総額が引き続き著しく不足する場合、地方財政もしくは地方行政に係る制度改正または税率の変更ということがうたわれております。ところが政府は今日まで、いろいろな臨時的特例的な措置をもって制度の改正である、こういう主張をしてこられました。これが制度の改正でないということは、きのうの参考人の意見でも異口同音に言われております。

たとえば横浜大の井手名譽教授は、半額政府負担を交付税法に明記しておられるけれども、これは限られた期間の臨時的特例的な措置であつて、制度改正ではない、こういうふうにおっしゃっております。それから関西学院大学の高寄講師は、地方財源の不足が著しく、これは要するに一〇%以上、引き続き、これは三年を超えろという、権力解釈という表現をされておられますが、これを越えて引き続き六年目に入つておられる、いつまでもこのような臨時的特例的な措置を続けるのか、毎年特例措置をとる交付税制度はおかしい、交付税は国の財政事情のいかんにかかわらず、地方自治体の共通の財源であつて、国の財政事情に連動してはならない、こういう意見です。それから古川西南学院大学教授は、附則八条の三によつて不足財源問題が解決したようにされておられるけれども、これは安定的なものではない、引き続き交付税法六条の三の解釈に従つて地方財源対策を論ずるべきだ、このようにしてこれが制度改正ではないということをもも強調されております。

ですから、これが制度改正だという自治省の主張は、国民に対する説得力を持たないものであるというふうに私は思うわけでありまして、そして現に昨年の本委員会、大蔵大臣質問でありました、吉野大蔵省主計局長であります、決して望

ましい姿とは考えていない。森岡財政局長も、こういう状態が平常であつてはならない、できるだけ早い機会に地方税、地方交付税などの一般財源を増強したい、こうおっしゃつておられます。

ところが、一向にこれが改善されるような見通しが立つてこない。自治省のお答えを聞きまして、具体の展望が全然出てこないわけでありまして、これでいいのだろうか。これをやはり交付税法の六条の三に従つて制度改正を速やかにやつてもらふ必要があると思いますが、どうでしょうか。

大臣がしばしばおかりになるわけですが、かわるたびに同じ問題を繰り返す、どの大臣も責任を持つてこれを解決されようという状態があるわけですから、どうでしょうか、後藤田自治大臣の手でこの解決がでないものだろうか。すべきものだと思いますが、いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 たいまお述べになりました参考人の皆さんの御意見は、それなりに尊重をして私どもとしては受け取つておかなければならぬ御意見だと思ひます。

この制度は、制度としておかしいやないか、こういう御質疑ですが、私どもはこれは恒久的な制度とは考えておりません。やはりやむを得ざる暫定的な制度である、こういう理解でございまして、制度の一つであることは間違いない、しかし、それは本来あるべき恒久的な制度とは理解をしていない。それだけに一日も早く地方交付税法の本則で決められておよう、この交付税というものが地方団体の財源保障と財源調整、二つの意味合いを持った重要な一般財源の柱でございまして、できる限り早い機会をとらえて恒久的な制度に改めたい、私どもとしてはかように念願もしております、毎年のような私どもの主張でもあるし、何とか実現をしたい、かように考えております。

そこで、例の一般消費税の問題が出たとき、これは一つの機会であらうということで恐らく前任者は、地方消費税という形でお出しになったんだらうと思いますが、これは総選挙の結果、否定

をせられたわけでございますので、そういったチャンスが与えられなかったということでございしますが、先般来しはばお答えをいたしてございするように、国、地方の税財政の基本的な見直しということは私は率直に言つて、いやおうなしに来ざるを得ないことだと思ひます。そういった際に、事務事業の見直しから始まつて、これの裏打ちとしての税財政の根本的な改正ということに取り組んでまいりたい、かように考えておるような次第でございします。

○三谷委員 この措置が制度などと言えない論拠といひますのは、この措置というものは解決しがたい矛盾を含んだままになつておるといふことです。交付税特会の借入れの半額を国が負担するといふんですね。半額を地方が負担する。その地方負担分は財政需要額として算入するといふわけですが、その交付税が不足なんだです。不足続きだからこういう措置をとつた。ところが、その措置をとつたものはまた交付税で措置する、こうおっしゃるわけですね。ですから、実際的には何の解決も意味していない。要するに、償還財源は何ら付与されていないまま、足りない交付税でまた新しい算入措置をとる、こうおっしゃるわけですね。ですからこの制度そのものが、交付税財源の増強をしないで将来交付税で措置するといつても、これは何の解決にもならぬわけですね。つまり、そういう全くの欺瞞的な内容になつておる。これがその矛盾を縫合したままで年々繰り返されていつて、地方の借金も雪だるまのようにふれてくる。しかも、これをどこから返すかと言へば、返す当ても全然ありません、こういうことになつておるわけですね。

それで、去年のこの委員会で大蔵省の吉野主計局長がこう言つておられます。この問題の解決のために「やはり地方財政が好転し、あるいはまた地方行政財政制度が改正された暁におきましては、その時点以降におきます地方交付税を含めたいたいわゆる地方団体の一般財源によりまして償

還をするということにならうかと存じます。」「こう言つておる。つまり、いまだ借金している、その借金をどうするのか。地方財政が好転したときには返すことの方途がつかう、あるいは、地方行政財政制度が改正された暁におきましては、それ以後には返済ができれば、こういふわけですね。つまり、借金をいまだどんでん返しておりませうけれども、その返済の措置については何一つこれは決まつていない、ただ借金を繰り返すだけになつておる。これはサラ金と一緒です。こういう無定見なことを自治省がいつまでも地方財政措置としてとつていくといふようなことは、もはやこれは、毎年毎年同じことを繰り返しておるわけですから、認められませんか。

要するに、イタチごつになつてしまつておる、そして、問題を先に引き延ばすだけである、しかも、先にならばなるほど借金はふくらんでくる、こういう事態になつておるわけでありまして、これは要するにこの措置では、この問題は自己完結的な措置になつていない、したがつてこれは制度改正と言へる性質のものではないといふのが私の考え方でありまして、つまりこれは初めから瑕疵がある措置になつておるわけですね。初めからそういうきずのある措置を決めて、そしてそれが、六年たとうとしますに目鼻がつかないといふことでは、これは少し程度が過ぎやしませんでしょうか。

それで、国の財政の問題をおっしゃいますけれども、国の財政の問題といふことになりまして、これは国の政策選択の問題がありまして、いまだもなお、たとえば防衛費を1%にしろとかいふような要求が与党の中から出るわけでありまして、つまり、財源がないといふ言いながらなお、政策選択によりましては財源というものがそこで見出されようとしておるわけですから、その点から申しますと地方財政の問題も、国の財政がどうかとかいふことではこれはいただけではないわけであつて、もともと地方自治の本旨といひますのは、政府の政策選択以前の問題であつて、憲法

事項でありますから、その地方自治の本旨を尊重した上で政府の政策選択の余地が残されてくるというのであつて、あべこべになつてしまつておる。このあべこべな考え方をもちつて地方行政財政の問題を扱われますから、地方自治制度の侵害とか破壊とかいふ批判が起きてくるわけですね。

これについて少し御意見をお聞きしますとともに、改善措置を急いでとつてもらふ必要があると思ひますが、大臣の話を聞いておりますと、また大臣がかわつて次の大臣になつて、そこでまた同じことを繰り返して、また次の大臣と、こうなつていくので、これでは無責任過ぎます。どうでしょうか。

○後藤田国務大臣 私は三谷さんの御意見に、全くそれはおかしいなんて言つておるのじゃないのです。その御議論はよくわかるのです。ただ、国家財政の現状と地方財政の現状、そこで、この両者の妥協の産物による暫定的な措置なんです。したがつて私は、やはり今日のこの経済状況、それに伴う財政の厳しい状況といふものは、いつの日にか解決しなければならぬもので、そういう際には根本的な改革に踏み出さう、かようにお答えをしてはいるわけなんです。

ただ、いまお話のありました吉野君の回答というの、これはまさに大蔵サイドの物の考え方。つまり、地方行政財政制度の改革、地方財政好転の時期にというお話でございしましたが、それは無理なんです、これはやはり今日の仕組みの中で地方だけがよくなるなんというところは考えられない。国も地方も行政財政の改革をや、財政状況が好転をした、好転をしない場合には新しい制度をとつたといふときに、お互いに分け合うべき筋合いのものである。私どもはそういう際には、やはり地方といふものの立場に立つて、そして根本的な改革に乗り出さう、こういうことではございします。

お話の中の、政策選択の問題だ、地方の問題は憲法上の課題だからというお話でございしましたが、それともわからぬわけでありませうけれども、私は今日の国家財政の厳しい状況を見て、政策選

択

択

扱だけで地方だけをよくしろというのも、これはちよつと無理なのではなからうか。やはり最初から申し上げておきますように、国も地方も痛みをともにするんだ、それでお互いに譲り合つて、現在の国の制度、地方の制度が両々あいまって、お互いに住民の要望に沿うことができるような行政の運営を可能にする、そういう立場で解決をすべきものであらう、かように考えておるわけでございます。

○三谷委員　きのうの参考人の意見の中でありましたのは、たとえば租税特別措置を全廃すれば地方財政問題のおおよその片はつくという財政学者の意見もありました。これも政策選択の問題でありますから、そういういろいろな措置をとることによつて、地方財源を豊かにし、地方財政を守るという姿勢、これが肝心なわけであつて、自治大臣が特にその点について努力される必要があると私は思うわけです。

そこで、五十年以降毎年度の特会の借り入れ、臨時を含めた交付税交付金、これを国税三税に割り戻してみるとどれだけの税率になるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○土屋政府委員　最近のいろいろな特別会計借り入れ等の特例措置を講じたものを含めまして交付税総額が、国税三税の中でどれだけの率を占めておるか申しますと、五十年で三二・二%でございまして、五十一年度が四二・九%、五十二年度が四〇・一%、五十三年度が四二・一%、五十四年度が四七・五%、五十五年度では三九・八%ということになっております。

○三谷委員　これを国税総額に割りつけてみた場合の比率はどうなるでしょうか。

○土屋政府委員　ただいまの点につきましては、五十年で二四・三%、五十一年度が三一・二%、五十二年度が二九・五%、五十三年度が三一・一%、五十四年度が三三・六%、五十五年度は二九・九%ということになります。

○三谷委員　そうしますと、現実には配付されております交付税の総額というものは、国税三税

で比率をとりますと四〇%前後、それから国税総額で比率をとりますと三〇%前後、こういう計算になっております。それでこの国税総額といふのは、専売納付金及び自動車重量税等の譲与財源を含むものでありますから、最も幅の広い国税総額、こういうことになるわけであります。それでもつてしましても三〇%の比重を占めてゐる。これは一つの数字的な根拠を示しているわけでありましても、この状態の中で交付税率の改正という問題、交付税の総量の確保という問題が絶対の課題になつてくるわけでございしますが、いま結局大臣がはつきりした態度をお示しになりませんのは、何か新税でも期待されておつて、新税の新設とあわせてこの地方財源問題を解決しようという意図でもお持ちなのでございまいしょうか。

○後藤田国務大臣　いまは要するに国も地方も財政の再建、その第一歩としての行政改革、つまり、高度成長時代のぜい肉の切り落としをやる、こういうことを前提としてできるだけ簡素合理化をした仕事のやり方をやつていく。そしてその仕事の進み具合をにらみ合わせながら最後の帳じりを合せてみる。そうして帳じりの結果、どうしても赤字が出てくるのだということになれば、改めて国民の皆さんに訴えなければならぬ時期が来るのではなからうか。そういう際にこそ国、地方を通ずる抜本的な改革に乗り出さなければならぬ時期です。いま問題になつておるような交付税制度等についても根本的な改革に乗り出そう、かように私は考えておるわけでございします。

○三谷委員　要するに、国民の負担によつて片をつけようというお考えだと思ひますが、私は政府に対する申し入れでも明らかにしておりますように、いまの税制あるいは財政金融制度の民主化、合理化によりまして地方財政問題は十分に解決できるという考え方を持っておりますから、その点で、いつまでもこういう状態でじんと時間を延引することはよくないと考えておるわけでありま。

そこで、一方で交付税の算入費目が著しく増加しておる。つまり四十四年以後交付税率は変わつておりませんが、交付税に算入します費目が著しくふえてきておるようでありまして、四十二年以降交付税の算入費目として新しく加えられたもの、そしてその年間需要額、これをお聞きしたいと思います。

○土屋政府委員　四十二年以降に新しく地方交付税の算入項目に追加されたもの、それから、それに対して必要な額は五十三年度の需要額で統一して申し上げます。そして、追加されたものを区分けをいたしますと、一つには、地方債の元利償還を見ようというたぐいのものと、それからもう一つは、従来のものを分割して拡充していく、こういった二つの性格に分かれると存じます。

四十二年度には特別事業債の償還費を費目として追加をいたしております。これが五十三年度需要額で九十三億五千七百七十七万。下水道費が四十二年でございまして、七百五十二億七千八百八十八万。同和对策事業債の償還費が四十五年、七十七億一千万。過疎地域振興のための地方債償還費の費目追加、これが四十六年度、三百八十八億八千二百五十五万。公園費、四十七年度、四百二十九億五千五百五十五万。石油コンビナート等の特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、五十一年度、四百四十万。いわゆる地方債減収補てん償の償還費、これが五十一年度に設けられましたが、千三百六億八千八百八十八万。財源対策債償還費、五十二年に追加をいたしました。千五百一十一億八千四百四十万。特殊教育諸学校費を五十四年度に費目を設けましたが、千四百三十八億二千三百三十三万ということになっております。

○三谷委員　このような特定事業に係る償還費を交付税で財源措置をすることは、交付税の特定財源化を意味するのではないかと疑問が一つ出てまいります。それから交付税の税率は、分母はそのままになつておりますのに、分子だけは次々と

膨張してくる。これで見ますと、約五千億前後の需要増になるわけでございしますが、この措置も合点がいかぬ措置であります。その上、教員や警察の年々の定員増という問題もあります。教員の人数の増によりまして待遇改善費などもありますが、この国の施策に係る地方負担を安易に交付税に吸収してきたのでは、いまださえない交付税がますます困難になつてくるのではないかと存じます。そして農地関係の事務費だとか国有財産管理費などは交付税の対象から外すべきだ。これなどは委託費として国庫負担金で措置すべき性質のものである。そういうものまで交付税の積算の基礎にされておつたのでは交付税の会計がますます困難になつてくるのが明らかであります。こういう点についてはどうでしょうか。

○土屋政府委員　先ほど御指摘がございましたように、四十二年以降、制度の新設とか改正によりましていろいろな費目を追加いたしました。基準財政需要額を増額しておるというところは事実でございします。そのほかいろいろと財政需要といふものは増加をしておるわけでございしますが、私どもはいたしましては、そういう必要は財政需要額といふものは的確に算定をいたしますとともに、交付税の総額にきまつても必要の額を確保して、需要額の増加にきまつただけ対応できるように努力をしておるわけでございします。たとえば三二%の交付税率が決まりました四十一年度にきまつてこれを一〇〇として見ました場合に、基準財政需要額は五十三年度で七十三億、したがって七・七三倍に伸びておるわけでございします。しかしながら地方交付税は、四十一年度を一〇〇にいたしました五十三年度で八五・八・八五倍ということになってございまして、かなり需要に対応して必要な額は確保しておるつもりでございします。

ただ、先ほどから御指摘がございましたように現実には、特に五十年以降は特別会計で借り入れをするといったようなパターンで財源不足の穴埋めをしておる、そういった点から見ますと結局、

借金で穴埋めしておるんじゃないかということでございます。形の上ではそのようなことになっておりますけれども、たまたま現実を見ますと、先ほどから大臣が申上げたような状況でございます。暫定的な形でやってきておるわけでございます。ただ、毎年度毎年度の需要につきましましては、ただいま申し上げましたようなことで対応しておるわけでございます。

また、最後に申されましたような農地関係を中心といたします委託費関係、こういったものについては本来、地方交付税等で見ないでこれは当然国が全額持つべきではないかという御意見でございます。その点につきましては私も、国が本来やるべきものを委託しておるといふものは当然そのようであるべきだと思っております。ただ、これは古い制度のころから地方交付税でその分を見ておるといったようなことでございます。やや慣習化しておりますけれども、こういったたぐいのものは本来、別途国が措置すべきであり、私もとしては新しい制度の改善等の際は、国において当然の措置として予算措置を講じてもらいたい、こういう申し入れもしております。ところでございます。御指摘は前々からあった点でございますが、慣習化しておるものを一挙に変えるということもできにくい点もございまして、いろいろなお改善すべき点があるとは存じております。総額についてはいま申し上げましたことで、根本的改善かどうかについては御議論があるかもしれませんが、需要額に見合う増額は図ってきておるところでございます。

○三谷委員 いまのお答え聞いておりますと、交付税の総量を確保するための基本的な方針、これもない。それから、いま申しました未納の具体的な細かい処置についても、慣習化したものであつて容易ではない。こうなつてきますと一体どこになりますのや。本当ですよ、大臣。できるところはやらせる、大筋でまた困難性があれば未納の水漏れは防いでいくというぐらひのことはやってもらわぬと、これはいかぬじゃないでしょうか。有

力な自治大臣が就任されて、結局これという改善処置もなしにまたおかわりになるというふうなことで、これはまことに残念ですが、こういう慣習化した不合理性、これなどは大臣の在任中に片をつけてほしいと思つておりますがどうでしょう。

○後藤田国務大臣 需要項目の中に本来、国費で負担すべきものがある、こういう御説のようでございますが、そういうものは当然改めなければならぬと思つております。ただ問題は、国と地方と両方が関心を持つべき事項なのかどうか。両方関心を持つべき事項であるならば、一般財源でございまして、地方としても当然負担しなければならぬならば、それは交付税の算入に入れるということはあるまいでしょうか。御質問の中に、全く地方の関心を持つべき事項じゃないというものがあつたやないか、こういうお話でございます。それで、そういう点については早急に改善措置を講じたい、かように思つております。

○三谷委員 そのことを繰り返して強調しておきます。交付税の内容について財政局長からいろいろお答えがありましたけれども、実態を見ますと、各自治体の決算とそれから交付税処置を見ますと、算入漏れ、算入不足が随所にあります。これは一昨年の委員会でも細かく指摘しましたからきょうはそれはしませんが、これは決算処理と照らし合つてみますと明白です。ただ、幾らか改善された点があります。同時に、まだ未改善の部分もあります。きょうこれを指摘しております。ちようだいしました時間がなくなりまして、きょうは残しておきますが、もう一つ超過負担の問題でございます。

超過負担については、かなり改善されたことは間違ひありません。特に単価差におきましては大筋において解決されてきた。これは私の調べでも明らかになっております。ただし、いまの超過負担は最も大きいのは対象差であります。これである。超過負担が出ておるわけでございます。特に学校及び保育所、この超過負担が非常に多い

わけでありまして、文部省、お越しになつておればお尋ねしたいと思つてますが、これは少し具体的に申し上げますが、柏原という市があります。具体的に申し上げますが、柏原という市があります。こゝで堅上北という中学校の建設を五十二年、五十三年度にわたつて施行したわけでございまして、こゝで合致しますと約八千億近い超過負担が出ております。

これは対象差から出る超過負担でありますけれども、最も多いのはガス暖房工事、これがほとんど見られていない。それから放送施設、これもかなり超過負担が多くなつております。給水用の配水管の設備負担金というものは、場所によりまして特殊性を持つものであります。これなどは四千万を超すような負担になつております。こういう費目について文部省としてはどのようなお考えでいらつしやるのか、お尋ねしたいと思つております。

○横瀬説明員 現在公立学校の施設についての国の補助あるいは負担につきましては、原則といたしまして義務教育諸学校施設費国庫負担法という法律によりまして学校施設の建設費につきましまして補助しております。建設費でございます。その中で取り入れるものにつきましましては、五十二年度に門とかさくとか渡り廊下とかそういうものにつきましても補助の対象に含めまして、地方負担の軽減を図るという努力をしてきているわけでございます。

ただいま個別に挙げられました事項につきまして、暖房の施設でございますが、これは現在のところ、暖房施設を新築あるいは改築するような際に補助対象としておりますのは積雪寒冷地域と特殊教育諸学校でございますが、その他の温暖地域等につきましては現在のところ対象になつていないわけでございます。これは年々そういう検討をしているわけでございますけれども、現在の省エネルギー問題とかそういうこともございまして、なかなか実現に至つていないのが現状でございます。

それから放送設備につきましましては、これは設備でございますので建設費という範疇に入つてこないというふうなことで、こちらの方の補助対象外になつておるわけでございまして、教材費という別の補助金で、これは大変限度額がございまして必ずしも実情に合つていないと思つておりますけれども、こちらの方で教材という面から補助の対象にしているわけでございます。

それから給水、排水関係につきましましては、学校の敷地内につきましては補助対象になつておりますが、それ以外の分、外から引いてくるような分につきましては、これは個々に非常な問題がございまして、原則としては補助対象になつていない、こういうような仕分けになつておるわけでございます。

○三谷委員 暖房費の問題ですけれども、省エネ時代とおつしやいますが、真冬になりますと温暖な地域でも火の気なしにはおれない状態がしばしばあります。ですから、大阪あたりの小中学校にしましても全部暖房設備を完備しております。これが実態です。この暖房費については、八尾市の用和小学校というのを見まして、五十三年度でありまして、六百七十万の暖房設備費というものが対象になつております。それから山本小学校も二百八万円ですか、これは出るのが当然であつて、補助の対象になつていないわけですから、これは少し改善してもらふ必要がありはしませんか。まあ省エネ問題はあるとしても、これは器具じゃありません、要するに施設ですから、対象にして当然行ななければ、実際に自治体はこれを出しておるわけでありまして、いまの財源難の中で支出財源というものに困るわけですから、この改善は文部省において至急に検討してほしいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○横瀬説明員 ただいまの温暖地域における暖房のことでございますが、先ほど申し上げました対象にするかしないかという問題は、施設に関連し

たいわゆる中央暖房の工事についてでございます。個々の学校においてストーブとかそういうようなことでほとんどの地域において暖房をしている、またしなければならぬという実態はよくわかるわけでございますが、中央暖房工事で必要かどうかということについて、省エネルギーという問題、いろいろあるわけでございます。そういう御指摘を受けたこともございますが、ただ私どもとしては、実態として積雪寒冷地域以外においては、かなり行われているということもございまして、そういう御要望も強く出ているわけでございまして、そういう意味で、この補助の対象にするということについては検討課題であるということとは重々承知をしております。

○三谷委員 交付税の単位費用としては、放送設備が学校の単位で二十一年間に計上されておられるわけですが、文部省としてはこういう処置はとれないわけでしょうか。

○横瀬説明員 放送設備という設備の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、現在の補助制度が建設費の補助であるということから、施設費の補助の中にこの設備の関係を入れていくかどうかということは、ほかにもいろいろ御要望がございしますが、そういう一つの制度の大きな転換を意味することになりますので、これはなかなか困難な問題だということに思います。

先ほど申し上げましたように教材費、これは義務教育費国庫負担法に基づく教材費でございますが、その中に、放送設備というものが基準の中に含まれておまして、これは限度額がございまして、それで全部をカバーすることはなかなかむずかしいかと思いますが、一応そちらの方向で措置すべき問題ではないかというふうに考えております。

○三谷委員 保育所の超過負担の問題、特に人件費の問題であります、きのうの参考人として出てこられました市長会の代表者の方であります、具体的な数字を挙げていらっしゃいました。そ

れによりますと、保育所の所長の人件費が、国の基準では十四万二千円、市長会の調査では平均十九万三千円という数字が出ています。きのうお越しになりました川西市市長のところでは、市の出しております人件費は二十万五千七百円でありまして、国の基準でいきますと最高で十五万五千円、こういう説明をなさっておりまして、一般保母で、国の基準で十万一千三百円でありまして、実態は十二万四千円であったと説明があったように思われます。それから調理員などは、国の基準で八万八千四百円でありまして、実際は十一万一千円、こういう差が示されておりました。

そして、これは人件費であります、数の問題も述べておられました。これによりますと、市長会が調査しました。市長会じゃないかもしれませんが、百九十七保育所を調査して、国の基準では千三百五十人でありまして、実態は千五百七十八人実在をする。それぐらいいなければ子供の十分な世話はできない、二百二十余人の人員差がある、こういう指摘がありました。私もまだ実態にわたりまして今回、自分で調査をやっておりますが、きのう参考人の陳述でこういうふうな指摘がありました、これについて厚生省の御意見を聞いておきたいと思っております。

○北郷説明員 保育所の施設長さんあるいは保母さん、調理員、この三つでございしますが、それぞれ数字をお挙げいただきましたが、五十五年度の数字を申し上げますと、施設長で、これは国家公務員で申しますと行政職(五)の八の格づけでございまして、十八万一千九百八十円でございます。それから保母さんでございしますが、十万七千四百八十四円を予定しております。それから調理員につきましては、九万三千九百円でございます。いずれも五十四年度に比較しまして、人事院の勧告がございましてその率によりましてそれぞれ給与の改善を行っておりますところでございます。こう

いった保育所の職員の人件費につきましては、三年に一度でございますが、自治省、大蔵省、厚生省の三省合同で調査をいたしまして、実態をつか

みまして妥当と思われる給与に格づけする、こういう措置を講じておるわけでございます。

それから人数につきましては、一応の国の基準があるわけでございまして、それを超えて各自治体で人数をそれよりよけに置いておるところが確かにございまして、こういうものにつきましては、その分を全部見るというわけにはまいりませんので、国の基準の分については予算措置を講ずる、こういうことでございまして、しかしその人数につきましては、毎年できるだけの改善措置を講じてきておる、こういう状況でございます。

○三谷委員 これは繰り返してお尋ねすることはしませんが、本年度幾らか改善措置はあったようでありまして、しかし実態調査などをよくおやりになって、もっと実勢に合わせた努力をしてほしいと思っております。このことを要望しておきます。

そこで、三月六日のこの委員会、私は自治体による中央官庁役人の接待問題を取り上げました、引き続きこの問題に少し触れたいと思いま

す。一つは徳島市の問題ですが、これは大臣の足元であります、ここがわが党の議員が調査しました、市長関係の総務費によりまして接待を受けられた方々の中に、政府並びに特殊法人関係者の数かなり見受けられます。取りまとめた表をいま差し上げました。農水省、建設省、運輸省、国土庁、法務省、総理府、日本開発銀行、国鉄、防衛庁、同施設庁、これが接待を受けたことになっております。接待の費用は、徳島市長の昭和五十三年度の総務費、すなわち租税でございます。しかも注記にありますように接待が、懇談をなさっただけでなしにいわゆる二次会というものがそれぞれ付随しております。

いま名前を挙げました省庁にはそれぞれ、徳島市への出張目的、役職、氏名、接待を受けたことの有無についてお調べをいたさうお願いしまして、回答をいただいております。その回答はそこに添付してございしますが、建設省だけまだいた

だいておりませんので、建設省のお答えを聞きた

いと思っております。

○台説明員 お尋ねの、昭和五十三年十月三十日から翌三十一日にかけては徳島市へ出張いたしました職員はおりますが、当該職員が徳島市から接待を受けたという事実はいかなるものでございましょうか。

○石見政府委員 昨日御指摘をいただきました資料に基づきまして、私も徳島市とも連絡をとりまして精査をいたしました結果は、昨夜御報告申し上げたとおりでございますが、改めてお答えをさせていただきますと、御指摘をいただきました中で、五十三年四月七日、四月十五日、六月二十七日、七月十二日の分につきましては、当省いたしましたしは徳島市に職員が出張しております事実はございません。

それから、九月の二十六日にかかります分につきましては、九月の二十六日という日に徳島市に出張いたしました職員はございません。ただ、示されております二名の者につきましては、八月の十二日、八月の十四日にそれぞれ休暇をとりまして、徳島市へ私事旅行で参っております。

それから、十月十四日、十一月二十九日、一月二十四日の分につきましては、それぞれ該当者が徳島市へ公務出張いたしております。

それから、公営企業金融公庫の分につきましては、十月十七日及び十八日というお示しをいたしておりますが、公営企業の当該職員は、十月十七日には参っておりますが、十八日にはその事実がございません。

以上でございます。

○三谷委員 徳島に出張なさったかどうかというお尋ねではないのです。出張されて接待を受けたかどうか、そしてなおその場合、二次会等にも参加されておるかどうか、これをお尋ねしております。

○石見政府委員 ただいま申し上げました徳島市へ出張いたしました職員につきましては、当日現地におきまして、当該団体の方と会食をとみにし

○三谷委員　そうしますと、適正な事務処理の確保措置というのが自治法の規定の中にありまして、総理大臣は、不当に経費を支出したり、著しく適正を欠く事務の執行をした場合、かつ、明らかに公益を害しているものと認めるときは、その長に対して、その事務の処理または管理、執行について違反の是正または改善のため必要な措置を講ずることを求める、こういうふうな条項もありますから、そういうことを含みながら実態を調査するというところでございますか。大臣、どうでしょうか。

○石見政府委員　御指摘のごさいました昨年八月二十四日に新潟県知事はか幹部と自治省の幹部が、お示しの場所で会食を持ちましたことは事実でございます。

私はこういった問題は、日本の社会的な土壌の中で生まれておる一つの習慣であつたのではなからうか、かように考えるのです。それが社会的に度外れなものでなければ黙認をせられておつたとい

ひとときね目立ったのが宮澤知事、竹下副知事を初めとする県の各部長と県下八十七市町村の市長、議長ら、こうなっております。そういう状況の中で開かれましたが、広島市立町のホテル、つまり

このホテルで行われたわけでありすが、ここに
参加したのは、県、市町村のトップあるいは
消防、私学関係者などが大部分を占めていたわけ
であります。県からぜひ顔を出さうに言われま
したという町長さん、午後から職務を切り上げて
県庁用務にかこつけて出てきましたという町長さ
んもいらつしやる。知事、副知事から出てくれと
言ってきたのでやむなく出席したという町長さん
もいらつしやる。町長さんの固有名詞を挙げられ
ますけれども、別に必要ないでしょう。それから、
例の山林火災の問題もあるので出席をしなくては
ならなかったと述べていらつしやる方もありま
す。この松浦氏を励ます会は、知事らが市町村の
幹部らを組織し、出席を求めて、県側の行政権限
というものがそこで生かされておるといことが
見てとれるわけでございます。

そこで選挙部長にお尋ねします。これはもちろ
ん公的な行事ではないわけでありすが、行政
の延長のように、特別公務員でなければ、公務
員がこれに参加を呼びかける、その呼びかけに
応じて参加せざるを得ないような状況をつくり出
すというところは、地位利用の選挙運動になるもの
と思ひますが、その点はいかがでございますか。

○大林政府委員 政治家を励ます会に参加する場
合の態様について、選挙法の地位利用との関係に
関するお尋ねでありますけれども、いわゆる励
ます会と申しますのは、一般的には御承知のよう
に、まことに多種多様なものであると存じます。し
たがいまして、百三十六条の二の地位利用に該当
するかどうかという問題につきましては、励ます会
の目的、態様あるいはやり方の問題が一つござ
いまして、それから出席者に対する参加要請、
これが地位を利用したということに該当するか
という問題、この二つの問題があるかと思ひま
すが、要するに地位を利用するかどうかというこ
とは、やはり政治家の職務権限あるいは影響力とい
うものを不当に行使して呼びかける、そういうこ
とが地位利用に該当するといふふうに解釈をされ
ておるわけでありすが、個々具体の事実の認定の
問題

になつてまいらうと思ひます。

○三谷委員 地位利用については、「その地位を利
用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは
関与することを援助し、又は他人をしてこれらの
行為をさせること。」となつております。二項の
一号ですね。そこで、広島の場合であります市町村
長などが、知事や副知事の要請によつて出たと
言つてゐるわけですが、これはどういうことなの
でしょうか。知事や副知事という地位を利用して、
行政上の指導権限があるわけですから、あるいは
財政等に関する権限を持つわけですから、それが
こういう集会などに参加を呼びかけるということ
は、地位利用にならないのか、妥当なのか、どう
お考えでございますか。

いま私は名前を特に申し上げずに幾つかの町長
の言ひ分を申し上げましたけれども、もしも調査
の必要があるとしますならば、たとえば香戸の町
長であるとかあるいは川尻の町長であるとか、こ
れは分明しておるわけでありすが、どうでしょ
うか。こういう一般的な状況ですが、なお、わか
らぬとおつしやるならば、調べてもらへるかどう
か、お答えいただきたい。

○大林政府委員 先ほどお答え申し上げましたよ
うに、その職務権限あるいは影響力を不当に利用
して呼びかけるかどうかということが決め手にな
るわけでありまして、それは参加者の方々いろ
いろの事情があつたかもしれないが、要するに
呼びかける際に、そういう影響を不当に利用
して呼びかけるという呼びかけ方をしたかどうか
という問題であります。

こういった具体的な事実の問題については選挙
部といたしましては、これを調査する権限という
ものはございません。具体的な事件が起りました
場合には、常に司法当局の判断にお任せをして
おるわけでありすが、

すかね。

出てこなければ予算を渡さぬとか、出てこなけ
ればどうかというふうな、制約的あるいは恩恵的
ないろいろな言葉をそこで使つたか使わなかつた
かは別として、そこに参加をしないかということ
は、知事や副知事の潜在的な行政権限というもの
を考へてみた場合に当然、この地位というものが
影響するといふことはだれが考へてもわかること
である。そうしますとこの場合、町長が言つてい
ますように、知事や副知事に参加をしろと言われ
てやむなく出席をしたというわけですから、これ
は明らかにそういう潜在的な権限が作用してゐる
と考へるのがあたりまえじゃないですか。

この場合、松浦氏がかつて自治省の事務次官を
なさつておつたということも一つはあります。そ
して広島県知事がまた、自治省の事務次官をして
おつたという経歴がたしかあつたと思うのです。
いわゆる自治省一家と言われるつながりを持つて
いるわけですね。それから、県の消防協会がパー
ティーの世話役になつておられますが、自治体の外
郭団体というのは、予算獲得のための役人の接待
だけでなしに、特定の選挙運動の手足にもなつて
おる、これは今日の常識になつておる。そして、
この県の消防協会というのは、県から五百五十
万円の補助を受けておるわけでありすが、県下
の市町村からも応分の負担金によつて、つまり住
民の租税によつて運営されておる。こういう状態
を考へてみますと、こういうことが野放しにやら
れていいのかどうかということ、それで公正な選
挙ができるかどうかということ、だれしも懸念
を持つのはあたりまえの話だ。

そこで大臣、どうですか、あの方の答えは、こ
れはとてどもありませんが事務解釈以上に出ぬ
わけでありすが、これは選挙法上の問題でもあり
ます。しかし、これを扱うにつぎましては、政治
的な要素も持つものでありますから、大臣の御所
見をお聞きしたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 現在、参議院選挙が行われる
といふことで、いろいろな人がいろいろな会合を

やつていらつしやるのですが、これはすべて後援
会活動でございます。また、励ます会等も行われ
ておりますが、これらも選挙法上、私どもはいわ
ゆる選挙運動、つまり事前運動とは見ておりませ
ん。したがつて、広島の場合は具体的にどのよう
なことであつたのか私は承知しておりませんが、い
づれにいたしましても今日の活動はどなたも、い
わゆる選挙運動ではなくて後援会活動ということ
でやつていらつしやるもの、かやうに考へます。
したがつて私は、地位利用であるといつたよ
うな物の見方はいたしておりません。

○三谷委員 どうも後藤田さんらしい答弁です
ね。選挙についてはやはりはっきり言へぬような
雰囲気があるやうなものです。しかし、これは「公
職の候補者となる者とする者を推薦し、支持し、
若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各
号に掲げる行為」に入つて候補者になつて、それ
から選挙違反といふ問題が起きるとしてしまつて、公
務員の地位利用による選挙運動の禁止といふもの
は、「候補者若しくは公職の候補者となる者とする
者」、これが対象になるわけですね。そうしますと、
いまおつしやいますのは少し的外れになつてゐる
と私は思ひますが、どうですか。こういうことを
県がやるというところ、それから、先般の綱紀粛正
の申し合わせ、政府連達でも、パーティー券など
といふものをあつせんしたりするやうなことはよ
くないといふことになつておられますが、ここでは
知事などがあつせんをしておる、そして市町村長
が参加しておるという状態も推定されるわけ
です。これは調べればわかります。そういうふう
になつてきますと、こういうことはやはりやつては
ならないといふことを厳格に指示してもらつて、
そうして公正な選挙ができるやうにやつてもら
うことが必要ではないでしょうか。

○後藤田国務大臣 選挙運動は公正にやらなけれ
ばならぬといふことは、当然のことでございます。
ただ、候補者たらんとする者云々だから地位利用
で禁止規定に該当するのではないかといふことで

が、それは第一項を読んだだけでは、選挙運動をしてはならぬ、こう書いてあるわけでございますので、私が先ほどお答えしたように、ただいま行われておる励ます会その他の時局講演会、こういうものはすべて、いわゆる事前運動とは理解をいたしておりません、後援会活動である、かように私は解釈をいたしているような次第でございます。

○三谷委員 繰り返してやっておりますと時間がたちますし、私の質問時間も終わりましたからこれで終わっておりますが、いまの大臣のお答えには納得するものではないことを申し上げておきます。終わります。

○塩谷委員長 井岡大治君。

○井岡委員 私は質問に入る前に、先般、八日に社会党から提案をいたしました都市交通事業特別措置法について、大臣は「こんなになったかどうか、ひとつ伺いたい」と思っています。

○後藤田国務大臣 先般御提案になられたときに拝聴いたしておりましたが、けさ、また読ませていただきました。

○井岡委員 私たちの提案を大変御熱心に閲覧していただいております、このことについて敬意を表します。

都市交通というものは、三十五年をピークにだんだん下り坂になってきたわけです。御承知のとおりです。同時に、モータリゼーションのふくそうで路面電車は、交通の邪魔になる、こういうことで、大多数の都市はこれを撤去したわけです。まだ一部、たとえば鹿児島、熊本あるいは札幌、函館、こういうところには残っておりますけれども、とにかくほとんどの大都市が地下鉄にかえていった。その結果、モータリゼーションと、それから輸送が少量化したために、中小都市ではほとんどバスが主体になってきた。それが非常に業績が悪い、このことは御承知のとおりです。そこで、私たちが出した法案について、大臣の御感想をひとつ伺いたいと思います。

○後藤田国務大臣 確かに都市の公共輸送機関についての御提案は、私もどうしても検討しなければならぬ課題を多く含んでおると私は理解をいたしております。ただ物の考え方として、企業原則の上に立つて考えるのか、そうでない立場に立つて考えるのか、ここが分かれ目だといったような印象を持つておるのが、私の率直な感じ方でございます。

○井岡委員 私は企業原則というそのこと自体に一つは大きな疑問を持つておるのです。それは自治法で、都市は交通事業というものを行政として交通事業を行っていいというの一面、行政としてこれをやっても構わない、こういうことだろうと思うのです。また、やりなさいということだろうと思う。そうだとすると、企業原則、それだけでこの問題を処理しようとすることは私は間違いだ、こう思うのですが、この点いかがですか。

○後藤田国務大臣 おっしゃるとおり、私も企業原則だけで今日の公共輸送機関、これが運営できるとは思っておりません。そこで、それをどのように財政的に援助していくのかという、これは一つの考え方ですね。ただ、私が言っている企業原則というのは、やはりこれはあくまでも独立採算という意味なんです。そこで、この独立採算ではなかなかできない面がございますので、そこをどのように理解をして財政的な支援措置を講ずるか、その物の考え方、やはり私も今日はこの自由経済の中において、こういった交通機関といえども企業原則、つまりは独立採算というものを基本にしながら、なおかつ、それでは間に合わないといったところをどう考えていくのかと

いつたような物の考え方、都市交通問題に対処するのがいいのではないのか、また、現にそういうやり方をやっているわけですね。ところが井岡さんの御提案は、これではもう全く企業原則、独立採算を放棄していると言っている言い過ぎではないか、そこまで踏み込んでいらいしやるなという、そこが考え方の分かれ目ではなからうかな、よく井岡さんの御提案の趣旨はわかるのですよ。

わかるのだが、そこが違いだな、こういうのが私どもの受けとめ方でございます。

○井岡委員 私も同じ考え方なんです。私は一つの事業ですから、すべて親方におんぶをして、何をやっていいんだ、こういう不見識なことを考えてないです。たとえばこれは非常に手前みそになって申しわけないことですが、私は都市交通の副委員長をしておたときに、将来のいわゆる自動車の激増を予想して、こういう労働集約型の企業というものでいいのかどうか、こう考えたものですから、二十六年にワンマンカーの問題を提起をしたのです。運輸省、大分怒りましたよ、安全を損なうということ。しかし、今日では都市交通というのは御承知のように、ほとんどが単一料金なんです。そうですから、その設備さえ完全なものにすれば、もうワンマンカーで十分やっていくではないかということで、大分論争をやりました。そして今日は、これをやらなければ、おまえたち企業努力をしないんだ、こういうことになってきている。

そういうように考えておりますから、大臣の言うように、何でもかんでもおんぶしよう、こういうけちな考え方を私は持つておりません。けれども、都市交通というのは、もう単に努力だけでいかなないんだ。そうすると、どの辺にいわゆる行政として手だてをするか、そして、努力というものはどういふものかというのを考える時期がもう来ているのではないか、来ているのではないかと、やらなければいかぬのじゃないか、こういう意味で提案をしているんで、あれは企業努力というものをしないんだというように考えてもらったのでは、私は大きな誤解だと思っております。この点、もう一度聞きたいと思っております。

○後藤田国務大臣 私の舌が足りなかったのかも知れません。私も井岡さんのおっしゃることをわからぬのではないです。要はその程度問題やなあ、というのが私の率直な考え方。だからこれは御相談をして、現在の都市交通問題に対処しようじゃないかと、私のかたが私のかたの考え方から……

○井岡委員 大臣が相談をしてやろうじゃないか、こういうように申されておるわけです。大体野党が提案をしますと、たなざらしにするのですよ。これは国会の問題だから政府に關係がないといったような顔をしておいでになるけれども、私は野党の提案といえども、議会というところはやはりコンセンサスを積み重ねることによって国民の期待にこたえるものだと思っております。だから、いま言われたように程度の問題、この程度をどこに置くかというところに大きなウェイトがかかっておるわけです。

そこで委員長、われわれの提案も御審議をいただくことをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○塩谷委員長 理事会に諮って、よく相談をしたと思います。

○井岡委員 委員長の御配慮、決断、大変感謝をします。

そこで、いまお話をいたしましたように、高度経済成長のときには、その中枢管理機構が都市に集約しておた、これはもうそのとおりですね。その結果、人口の集中が大都市に、あるいは中都市に起こってきた、それが大きなはずみになっているわけです。都市交通もそのはずみの一つのあらわれだろう、こう私は思います。

しかし、あなた方が第三次全国総合開発計画概要をまとめておいでようですが、それによると、昭和六十年には全国の人口は現在の二億二千万人が一億四千万人になる。そして都市に集中する。たとえば三大都市圏では、東京圏では三千五百万人、それから名古屋圏では一千万人、大阪圏では一千九百万人、合計六千四百万人がこの三大圏に集中する。同様に、地方においても都市に集中するだろう。そういうように考えてみますと、わが国の産業、経済というのは都市圏を中心に動いていく、こういうように理解していいと思うのですが、この点はいかがですか。

○後藤田国務大臣 私も昭和四十七年、この問題に二年間は取り組みました。おっしゃるとお

りの傾向でございます。しかし、いいとは思っておりません。これはまさに日本の政治課題の最大の問題である、かように考えております。

○井岡委員 いまそのことであるという議論をしようと思いません。

そこで、具体的に都市における交通、いわゆる公共交通、こういうものの位置づけをどのようになさっておるか、審議官。

○川俣政府委員 公共交通が交通事業全体の中で占めます割合を見ますと、地方鉄軌道事業におきましては一五・五％、それから自動車運送事業、バス事業でございますけれども、これが二五％をそれぞれ占めておりまして、都市生活の中で住民の足といったしまして公共交通事業が果たす役割りは、今日も将来も非常に大きなものがある、かように考えております。

○井岡委員 まあそのとおりなんですけれども、都市の市民生活に果たす役割りは非常に大きいものだし、しかし、これは行政の立場から都市交通というものをどういうように位置づけをされているというか見ておられるか。特に高速鉄道というのをどういうように見ておられるか、これをひとつお伺いしたい。

○川俣政府委員 バス事業あるいは高速鉄道、地下鉄事業、それぞれ都市の中に占める機能としてどういう説明をするか、いろいろ意見があるところだと思えます。特に地下鉄事業等につきましては、これを道路と見るといふような考え方もあろうかと思えます。いずれにいたしまして、都市において住民の方々が生活を営まれる上において、必要欠くべからざる機能を持ったものだというふうな思っております。

○井岡委員 都市の住民にとって生活する上において機能欠くべからざるものだ、こういう御説明ですが、もう少し具体的に機能欠くべからざるものだと、これだけでは少し抽象的だと思うのです。行政としてこれをどう見ているのか、こういうことをお尋ねしたい。

○川俣政府委員 たとえば都市計画におきま

て、都市施設として道路、公園その他いろいろあるわけでございますけれども、こういった中で公共交通の占める位置というのは、いま申し上げましたような諸都市施設と同じ程度の位置づけを持つておるものだというふうな思っております。

○井岡委員 建設省、だれかお見えになっておりますか。都市計画課長からひとつ。

○高橋説明員 都市におきまます交通、これは先ほど来御答弁がございまして、都市の住民にとつて非常に重要な問題でございます。その中でも、特に地下鉄につきましては、非常に大きな意味を持つております。と申しますのは、これは総合的な交通計画の中でいろいろ物事を考えなければならぬわけでございしますが、自動車交通そのもののふくそうしておる点、それからあるいはバス事業との関連、そういったことから考えまして、大量交通機関として最も都市の骨格を決める基本的なもので、こういうふうな考えております。そういう意味で、都市計画の面からも地下鉄につきましては、そういった総合的な面を考慮しながら、ほかの交通手段との体系的な位置づけを考えながら、根幹的なものとして都市計画としても位置づけおる、こういうふうにしておる次第でございます。

○井岡委員 そうすると、都市計画として必要欠くべからざるものだ、こういう位置づけをしている、こういうことですね。

○高橋説明員 そのように考えております。

○井岡委員 都市計画として必要欠くべからざるものだ、こういうことであります、行政としてこれをなおざりにしてはいけない、こういうことだと思ふのです。そうだとすると、審議官は、これはある意味における施設、こういうふうに言われました。これを施設として解釈をするのか、施設であると同時に事業体として解釈をするのであるか、ここに大きな分かれ目があるのではないか、私はこう思ふのです。大臣は私の後段の方に御賛成された、こういうように私は理解している。施設ではあるけれどもこれを事業体として、いわゆる

る独立採算という表現が使われたのですから事業として——私は独立採算ということとは企業というように解釈していいと思うのです。私は事業と解釈している。だから事業としてこれをやっていく、こういうように実は考えたわけですね。

実はきのう建設省と自治省の方に来ていただいた、どう見ているのかと言つたら、これは施設だ、こう言っているのですけれども、一生懸命施設というの何だかと思つて考えてみた。そうすると、この辞典では、「施設」はこういふように書いてある。人が利用するようにこしらへようとするところ。「公共の」そして「親のない子を入れておくのは、つくつてそのまま置いておくのなら、これは何にもならぬのです。だから、いわゆる施設を利用して行う事業、こういうように位置づけをするのがいいのではないか、私はこういうふうに理解をしたわけです。私なりに理解したわけです。

そうだとすると、これは大臣、ここがあなたと私の違いなんだが、当然、施設を利用して人を輸送する、こういう事業ですから、この施設というものについては国が負担をする、これはあたりまえじゃないですか、この点、どうです。

○川俣政府委員 ただいまおっしゃいましたような点が考慮されまして、現在の地下鉄の建設事業につきましては、かなり高率の補助がなされておるわけでございます。御承知のとおり五十三年度から、国及び地方合算しまして建設費の七〇％について補助が行われているわけでございます。さらに、地方団体は一〇％の出資をいたすということになっておりまして、形式で申しまして約八〇％、実質七〇％の高率の補助がなされておるわけでございます。

○井岡委員 実質七〇％で、形式では八〇％。ただ、これは私どういふように言うのか、ちよつと言葉が見当たりませんが、建設即補助というふうになつておらなくて、建設したそれに対するものについてある一定の尺度でもつてはかつて、そしてそれに補助をしていく、こういうことですね。

ね。

○川俣政府委員 御説のとおりでございます、国三五％、地方三五％の補助を実質的にやります、十年間に分割をしてやっておるということでございます。

○井岡委員 そこに大きな違いが出てくるわけですね。建設をしますと事業者は、直ちに払つていかねばいかぬわけだ。払うお金がありませんから当然、借入金をしなければいかぬ。これを分割するためにその間の利子というものは、莫大な利子になるわけですね。これを実質補助にする。もちろん、それには計画を持つてくるでしよう、精査しなければいけません。その精査をした上についてこれを出す、こういうような制度になりませんか。

○川俣政府委員 地下鉄事業に対します補助はここの十数年来、急速に手厚くなつてきておるわけでございます。たとえば昭和四十二年当時は一〇％でございました。それが四十五年度から五〇％、四十八年度からは六六％、五十三年度から先ほど申し上げましたように七〇％。非常に急速に伸びておりますし、非常に多額の資金を要するわけでございまして、そういった関係から現行のような十年分割の制度が生じたものだと思うのでございます。

ただいまお話がございましたように、これをこの分割の期間を縮めますとか、あるいは一括補助金を交付いたしますとか、それぞれ御意見はあろうかと思ひますが、現在の財政状況等を勘案いたしました場合に、言うべくしていただいまお話しのようなことが直ちに実現できるものではないのではなからうかと思つてございします。今後の検討課題であらうと思ひます。

○井岡委員 検討課題というところでございしますから、私がいま申し上げたように、お話のとおりこれは莫大な金がかかりますから、十分検討していただくと同時に、そのことが企業に大きな負担になつて、このことを十分念頭に置いて検討していただきたい、こう思ひます。

そこで、警察庁来ておいでになりますね。——もうくどくと言いませんが、御承知のようにとにかく走らないのです。そのためにはどうしてもこれをするようにしなければならぬわけです。特に省エネルギーという時代で、大量輸送がいかに必要かというところはもう申すまでもありませんし、いまや、大都市は高速鉄道の補完としてでございましょうけれども、中都市あるいは小都市はこれが一つの大きな市民の足ですから、どうしても走るような環境をつくらなければいけません。そのために、専用レーンあるいはいろいろ御努力いただいておりますことについては感謝をいたします。けれども、まだ十分じゃないです。そこで、環境整備について具体的にいまお考えになつてゐることをひとつ挙げていただけませんか。

○池田政府委員 たいだいまお話がございましたとおり、私もといたしまして、都市の交通を事故をなくすると同時に円滑にしなければいけない、こういう立場から四十九年に、都市につきましては都市全体の交通という観点からの規制をやつていかなければいけないということで、いわゆる都市交通規制というものを生活ゾーン対策あるいはバス優先対策等を講じてきておるわけでございまして、五十二年からはこの枠を広げまして、三万以上の都市でも必要な都市については措置をとるのだということにいたしました。すでに六百十九の都市につきまして何らかの形でいろいろな措置を講じているところでございます。

また、バスレーンにつきましては、四十九年当時七百六十キロでございましたものを鋭意努力いたしまして、五十四年末では一千六百七十二キロまで拡大いたしておるわけでございます。この中には、バスの専用通行帯もございまして、バスの優先通行帯もございまして、それから特殊な例といたしましては、一車線しかございせんような場所につきまして、他の交通をその間全部排除するというバスの専用道路も設定いたしておるわけでございます。

最近の例でございまして、ついこの間の四月一

日からは、広島県の安芸地区でございまして、大変人口がふえてまいりまして、道路が片側一車線しかない場所でもございまして、たつた六キロ程度につきまして場合によると、一時間以上かかるというような懸念の場所でもございまして、そういうところにつきまして住民の方の御了解も得ながら、七時から七時半につきましてはバスの専用道路とする、こういうような措置も講じておるところでございます。

なお、現在はまだ、実施するのが適当じゃないかというふうな考えで大体やれるところはやつたというのが実情でございまして、なお若干のところにつきましていろいろ検討しておりますところの実情を調べてみますと、道路構造の問題、たとえば幅員の問題でございまして、か、始点、終点のバスのターミナル的なものの問題でございまして、あるいは、住民の方の意識がまだそこまで行つていないというような点もございまして、鋭意努力いたしまして、大量公共輸送機関の優先を図つてまいりたいと思ひますが、同時に、全体的な交通の処理ということも考えながら今後対処してまいりたいというふうに考えております。

○井岡委員 私は具体的なことで、一般論じゃないのですよ。それはもうあなた方が努力しているということとはわかつてゐるのです。だから感謝しているのです。だけれども、私は申し上げたいのです。

実は広い道路、これは片道三車線が日本の道路であると私は大きく声を上げるのです。ということとは、大型車が一番中側にあって、それから中型車、それからバスレーン、こういうように声を上げるのですけれども、全部がそういうことになつておりませんから、そういうことのできるころはやはりやるべきではないのか。ここまで踏み切らぬ限り、幾ら口で大量輸送を優先さすと言つても、日本人はせつちからですから、何ぼ専用レーンを設けていたつてそこへ入つてきますからね。私はあえてこれをとがめようとは思ひませんけれど

ども、少なくとも行政の指導としてはそこまでするべきではないのか、こういうふうに思ふのですが、この点いかがです。

○池田政府委員 御質問の御趣旨を体しまして、今後とも努力してまいりたいと思ひます。それから、現に設定しております専用通行帯あるいは優先道路につきましての指導取り締まりでございまして、昨年、違反取り締まりの件数を見まして、三万八千四百四十四件の違反を見ました。もちろん、検査だけで事足りるということではございませんで、その指導もあわせて十分やつてまいり所存でございまして。

○井岡委員 私は検査の問題についてはまた別な考え方を持っておりますけれども、ここでその議論をしようとは思ひません。いづれにしても、できるところはそういう区分通行というのを大いにやるべきだ、こう思うのです。

先般、私は鹿児島に行つて非常に感心したことがあるわけですね。それは、鹿児島路面電車軌道内に車が一台も入らない。そのために、あそこ路面電車は昔と同様にすいすいと走つていっているわけですね。ところが、先ほど申し上げましたようにせつちから、あいておつたら入つていく。私はこれまででしかからぬというほど近視眼的には考へておらないのですが、どうかそういうことでさらにやつていただきたい。

それと同時に、駐車ですね、狭い道路の中に非常にたくさんな駐車をしてゐるわけです。あなたの方の場合は、駐車をしておつたらじきにこれは駐車違反だ、こういうことで物をとらうという考え方でしようけれども、そうでなくて、あの区間、何時から何時まではここに駐車をしてはいけませんよ、こういうことは考えられませんか。というのは、過去の市内交通というのは四六時中お客さんがあつたわけです。ところが今日は、奥さんも働いておいでになりますから、ほとんど昼間はお客さんが少ないわけですね。そのためにごそと落ちてゐます。昼間に乗つておいでになるのはおい

いさんかおばあさん、大体無料で乗つておいで

になる方々です。しかし、ラッシュアワーに必要な車両それから運転者、これだけはどうしても確保しておかないといけないわけですね。ここに大きな赤字の原因があるわけですね。ここに大きな議論をしようとは思ひませんが、とにかく、あのラッシュアワーの時間帯は、九時なら九時までの時間帯はもう駐車をしてはいかぬのだ、あるいは九時半、十時までは駐車をしてはいかぬのだ。これも片道だけで。ごらんのとおり、都心部に入るのはいっぱい乗つていますけれども、今度は帰る方にはほとんど乗つていませんから、そういう手だてを考へるということではできませんか。

○池田政府委員 先ほど来申し上げましたバスの優先通行帯あるいは専用通行帯にいたしておりまして、全面的に駐車を禁止しては、主幹幹線道路等につきましては、特殊な場合を除きまして大部分のところに駐車場の規制をやつておるわけでございまして、なおその点につきましては今後とも引き続き努力してまいりたいと思ひます。

○井岡委員 これは外国の例でございまして、とにかく、省エネルギー時代になつてきたというよりは第一次石油ショックから、優先させないといかぬ、そしてお客さんをバスに吸収しなければいけません、こういうことで、信号などで工夫をされてゐる都市もあります。こういうことについてお考えがあるかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○池田政府委員 通行区分の指定のほかに、バスの感知機という信号制御の一つの類型でございまして、これを設けて、すでに三百八十六基ほど設置いたしております。

○井岡委員 設置いたしておりますで、その結果を言つてくれなければ、設置いたして、それがよくはむだ遣いだと思ふのです。それを設置した結果どういふ効果が出ているのか、効果が出ないならどこに欠陥があるんだ、こういうことを考へてもらわないと、設置いたしております、それだけじゃ話にならぬですよ。そこをちよつと言つて

ください。

○池田政府委員 設置いたしました場所につきましては、それぞれ相応の効果を上げております。

それで問題は、実は全体的な交通の処理上、これは日本の例でございまして大変恐縮でございまして、それをより徹底いたしましたところにつきましまして、イギリスのノッチンガムという市で、幹線道路につきましてバスに極端な通行の優先権を与えました信号制御を行ひまして、ちょうど一九七五年の九月から実施されたそうでございますけれども、これはやり方に問題があつたのかどうかわかりませんが、一般の自動車交通が大変な混雑をいたしまして、翌年にやめざるを得なかつたという教訓もあるようでございます。こういった外国の例等も見ながらわれわれの方も、やれるものをどうやら効果的にやるかということで検討を進めながら逐次実施いたしておる、こういうことでございます。

○井岡委員 非常に御努力いたしておるようです。それから敬意を表しますが、私は石油問題というのはいくらも来るのではないかと気がしてならないのです。そういうふうになりますと、大衆輸送というのを国民が大切にしようにしますと同時に、これだけあればいいのだというところを、国民に示すということが必要ではないのか。マイカーはけしからぬとかけしかるとか言つてみても、いまはもう皆さん家庭を持って、御存じだと思いますけれども、子供に働けと言つたら、そんなら自動車買つてくれるか、こうやるでしょう。こういう時代ですから、そういう時代を乗り越えなければいけません。そのためには、通勤をするのにわざわざ高いガソリン代を払つてやるよりは低廉でそうして目的地に達するのだ、こういうことを国民に教えるのが、いまの時代ではないのか、こう思うのです。ひいてはこれが企業経営について非常にプラスになる、こういうことですから、ひとつ考えていただきたいと思うのです。

警察の方がお見えになっていきますから、ついで

に一つお尋ねしておきたいと思うのですが、実は、私たちが家におりますと、ときどきバスの運転手諸君がやつてまいります。言われることは、前の横断者がある、横断者があるからあわててブレーキを踏む、前の横断者には傷をつけることは避けられなければならない、その結果乗っているお客さんがけがをする。そうすると、あなたの方は業務上過失傷害罪、こういうことで御処分をなさいます。それだけならまだいいのですが、今度は点数でいわれるわけです。その結果、バスに乗れなくなる。その諸君たちの話では下車勤務と言ふのだそうですけれども、下車勤務をやらせると大分給料は下がります。こういうことで、これを私は全部点数をひつかけたらいかぬのだと言ひませんが、けがをしていから当然、傷害です。調べられます。なるほどあの状況ではやむを得なかつたのだということになれば、何らかの処置を講じてやるというのが私は政治じゃないか、あるいは行政じゃないかと思ふのです。やつぱり温かみというものがあつて初めて、ああなるほどというふうになるのです。これを画一的にやられるということについては私はどうも理解ができません。非常にいろいろ違ひますけれども、都道府県でこれらの点を十分話し合つておやりになつておられるところもあるようです。ですから、これをさらに徹底していただく、こういうことになりませんか。

○池田政府委員 路線バスにつきましては、多数のお客さんがございまして、中には、お年寄りの方も幼児の方なども見えるという状態がございまして、とつきの場合等に適切な防衛措置がとれないお客さんもあるというところは十分承知いたしております。それだけに逆に申しますと、運転されます方には大変安全上の強い注意を払つていただかなければならぬということでございまして、けれども、また反面、実情をよく見ますと、運転者の過失以外に十分考えなければいかぬ事情というものもある場合がございますので、こういった場合

合につきましましては、慎重に事実関係を検討いたしまして、運転免許の行政処分当たりましては慎重にやるということ指導いたしておりますので、今後ともその方向を続けてまいりたいと思ひます。

○井岡委員 どうもありがとうございます。次に、建設省においてになりますね。――建設省が基幹バスのために調査をする、こういうことで、この基幹バスについてどういうようなお考えか、ひとつ。

○本山説明員 都市及びその周辺を中心にしたます公共輸送機関としてバスの運行の円滑化に資する道路整備を進めて、それからバス利用への積極的な誘導を図るため建設省では、昭和五十五年度からバス路線総合整備モデル事業というのを創設いたしております。五十五年度は秋田市、大阪市等全国八都市において事業実施を図ることとしております。

モデル事業といたしましては、実施する道路整備については大体二つに大きく分類されて、まず、バスの円滑な運行に資する観点から、バスレーン等の施設等を必要とする現道拡幅とかあるいはバイパスの整備、あるいは交差点の改良等を実施することになっております。それから一方、バスの利用者の利便を増進するという観点から、バスと鉄道あるいはバスとバスの乗り継ぎ等を円滑にするための駅前広場とかあるいはバス停車場等の整備を図ることとしております。

○井岡委員 建設省の立場から、地下鉄なりあるいは郊外電車、私鉄に乗り継ぐというのをこしらへる。本年度は百四十億だけれども、引き続いておやりになる、こういうお考えがありますか。

○井岡委員 それから、基幹バスで何か調査費がついてゐるのがありますね。

○辻司説明員 お答えいたします。

いま先生御指摘の基幹バス調査というのは、私どもの方で今年度調査を予定しております都市バスの運行効率改善に関する調査の委託費のことかと存ずるわけでございますけれども、三百九万円の調査費が本年度についておりまして、政令指定都市に委託をいたしまして、先ほど来御議論になつております都市バスの運行効率の改善という見地から、利用者のバス輸送サービスに対するニーズの把握でございますとか、あるいはバス輸送サービス改善による輸送需要の変化、これが経営に与える影響などの検討、こういうものを踏まえまして都市バス輸送サービスのあり方についてどんな方策がよいかといったような点について、先ほど申し上げましたように政令指定都市を選定いたしました調査を委託したいというふうに考えておるものでございます。

○井岡委員 これは審議官に関係があることなんですけれども、都市バスという限り、単に運行だけの問題でなくて、どうしてもやらなければいけない、特に中小都市においてはそれしか交通がないわけですから、ここを通ればこれはもう赤字だということがわかつておる、わかつておるけれどもそれを通さざるを得ない。

実はこの問題は、これは審議官よく御存じだと思いますが、これは審議官よく御存じだと思いますが、私は大阪市ですから大阪市の西淀川区の大和田というところに行つたわけですが、これはあなたの方の御指導によつてバスの再編をやかましく言われて、通つておつたところの路線を外してしまつたわけなんです。そこはもう赤字が出るのは決まつてゐるのです。ところが、地下鉄もない、郊外の私鉄もない、そのバスだけしかないのです。そのために、この間行つたら、友達の家にあたま寄つたわけですが、寄つた途端にその御主人が、あるいは奥さんが、近所の人をみんな集めてきたのです。何で集めてくれたのかと思つて、まあ選挙の折に世話になつ

ているから礼を言うのにはいい機会だと思つてやつたところが、そうじゃないのです。井岡さん、あなたは交通局の出身でしょう、ここにバスしかないことを知っているでしょう、それをなぜ外してしまつたんですかと、こういう叱責というか質問というか、まあ質問も兼ねた叱責ですね。

こういうように、どうしても通さなければならぬところがあるわけです。これらについて、やはり基幹バスというこの調査の中には、どういふところが必要なんだということをぜひ、建設省もせつかく調査をなさるというのですから、そしてこれを将来も発展さすと言われるのですから、お考えいただきたいと思うのですが、いかがです。

○在司説明員 今年度の調査費につきましては、先ほど申し上げましたような趣旨で調査をいたしたいというふうな考へておるわけでございます。

いま御指摘の、あの都市内における具体的な路線につきましても、必要といたしますか、あるいはバス路線網の計画といふ点につきましても、先ほど来御議論のように、いろいろ御指摘のような問題もあるというところは私も理解をしておるわけでございますけれども、先ほど申し上げました今年度の調査につきましても現在のところ、先ほど申し上げたような趣旨で実行いたしたいというふうな存じにおるところでございます。

○井岡委員 私は三百九万円でそこまでやつてくれと言っているんじゃないのですよ。将来そういうことを——あなたの方も、都市交通というものは住民に欠くべからざる一つの事業だ、こういうふうにおつしやつておるわけですから、おつしやつておる限りは、やはりそれを満たしていくようにしなければいかぬでしょう。だから、ことし私はやつてくれと言っているんじゃないのです。将来そういうことをも含めてお考えいただきたい、こう言っているのです。その点についてやはり明確にしておいてもらふといかないし、同時に、この点については、どうしても赤字なんです、どんなに努力しても赤字なんです。けれども通さざるを得ない。大臣が企業だと言つけれども、

私は行政だと言っているのはそこに違いがあるわけですから、これをひとつ……。

○在司説明員 運輸省といたしましては、都市バスの経営状況といふものは御指摘のように、大変厳しい状況にあるということを十分承知いたしておるわけでございますが、先ほど来御議論がございまして、都市バスとしていかに機能していくかというのを考えますときに、やはり一つは、その信頼性を回復する必要があるだろうというところで、これは主として警察御当局の御措置でございまして、専用レーンというふうなものでこれに対応をしていく。それからもう一つは、これも一つの企業といふ事業として、やはり先ほど来お話が出ております、必要な経費というものは利用者の負担というのを私どもとしては原則であるということでございますので、できるだけ事業の効率化というのをしていた上で必要な経費については、これも道路運送法の規定に照らしまして、適正な原価を償ふ運賃といふますか利用者の負担といふますか、これでもつてバス事業としてこれを回収していくというのが基本であるというふうな考へておるわけでございます。

が、いまいろいろ御議論がございまして、どういふ交通の困難な問題もございまして、どうしても国の助成が必要だといふふうな考へられる部分につきましても、たとえば新しい住宅団地ができたときに、たまたま新しい住宅団地がつくましてもマイカー需要に流れるような需要がバスの方に吸収するといふふうな見地から、一定規模以上の団地ができたときに、一定期間この運行費の助成をして、バスの供給力を確保するための補助でございまして、あるいは、これは先ほど先生の御指摘がございましたように、乗り継ぎターミナルといふことで、バスと地下鉄の乗り継ぎの地点、あるいはバスとバスの乗り継ぎの地点にバスターミナルを整備いたしますときに、これも都市バス輸送のサービスの改善として非常に重要なことでございまして、そういうものについて国として助成をするという制度を五十四年度からやつ

ておるわけでございます。

さらに、細かいことで恐縮でございますけれども、バス・ロケーション・システムといふことで、都市バスの運行の定時性が非常に欠けるといふことで利用客の方がバス待ちでいららされる、こういうのもサービスの一つの問題でございまして、こういうものを改善するといふ趣旨で、バスの接近表示を停留所に行うというシステムを整備いたしまして、これまたサービスの改善に資するといふふうなことから、これについても国として五十四年度から助成をするといふふうなこと等、国がある程度助成をいたしまして都市交通問題に対処するといふ見地から、必要なものにつきましてもは国の助成ということも当然考えなければならぬといふことで、私どもとしてはいろいろな措置をとつてきておるといふふうな考へておるわけでございまして、こういった総合的な対策の中で、いまお話がございましたようなことも、諸般の情勢を考えながら検討していくべき問題ではないかというふうな考へておるところでございます。

○井岡委員 建設省の方、それで結構ですから、どうぞ……。

そこで、運輸省の方、おいでになりますね。——いま建設省の方から言われた、ここに問題があるのです。道路運送法八条ですか、原則として原価を償ふもの、そして一定の利潤を得るものでなければならぬ、これが料金、運賃だと思つて、ところが、原価を償ふといふことになると、いま原価を償つておる都市交通というものの、一定の利潤を得、原価を償つておるのではありませんか、お聞きしたいのです。

○在司説明員 公営事業についてのお尋ねかと存じますので、実は自治省の方からお答えいたしたい方がよろしいのかと思つてございしますが、私どもの調査でございまして、いわゆる大都市でやつておられます公営バスで、五十三年度のバス事業としての経常収支というところで黒字というところになっておるのは、川崎市がバス事業の経常収支としては黒字になっておるといふふうな同つて

おります。その他の大都市につきましては、おおむね赤字であるといふふうな存じております。地方の中小都市におかれましては、黒字の会社が若干ないわけではございませんが、赤字の会社の方が数ははるかに多いと存じているところであります。

○井岡委員 川崎に於いて、一般会計から繰り入れているのですよ、バスを購入するとか。そういうものを入れて黒字になっているだけで、決して自動車それ自体で黒字になっているのじゃないのです、これは後に最後に私は言いたいと思つておりますからおきまされども。

しかも都市バスというのは、料金というのは議会の制約があるわけですから、だから、企業を担当している管理者としては、百円を百五十円にしたい、こういうふうに考へても、議会の制約があるものですから、これを百二十円にしない、こう言われればそうせざるを得ない。あなたの方は、運輸審議会でその点を十分審議してあるいはわれわれも精査をして指導をする、こう言つておいでになりますけれども、議会は指導することはできないのです、どんなに言つても。そこにまた努力といふことをあなたの方は言うかも知れません。管理者は当然もつとそこを努力して、それではいかぬじゃないか、だから百五十円にするように説得しない、こういう努力といふものを必要とすると言ふかも知れませんが、現実にはそれはある限度があるわけですから、百二十円とおつたものを百三十円まではできたけれども、依然として百五十円には足りぬ、こういうことは明らかでございまして、だから、そういう運送法による原価を償ふもの、一定の利潤を得るもの、このことについて私は、あなたを責めるのではなくて、情勢としてこれを考える必要があるのではないかと、こう思つております。

したがって、現在の地方公営企業法というのは、制定当時はそれなりの効力を発生し、またそれなりの成果を上げたといふ私は思ふのです。ところが、現実にはこのふくそうした状態、あるいは制定し

た当時の地下鉄建設の費用と今日のこと、こういうものをあわせ考えますと、やはり公営企業法それ自体をある程度見直しをする。私は全面的にと言いたいけれども、それでは大臣もお困りでしょから、余り全面的にと言いませんが、とにかく見直しをする時期が来ているのではないかとと思うのですが、その点、審議官でいいですから答弁をしてください。

○川俣政府委員 バス事業について申し上げてみますと、現在再建中の団体が二十ございます。昭和四十八年度に再建法ができて、当時二十四団体が再建団体になったわけでございますが、その後、四団体が再建を完了いたしまして、現在二十団体でございます。

この二十団体につきましては、四十八年に再建が開始されて、それで長いところで十五年間というところでいま再建中なのでございますけれども、私どもの見直しによりまして、四十八年度にたな上げをいたしました不良債務に係る再建債については、これを逐次解消してまいることができまして、また、先ほどから先生もおっしゃっておりますように、企業といたしまして内部努力にも努めていただく、同時に、適時適切な料金改定もやっていたらということになりまして、いづれの団体も再建の終了時点におきましては、不良債務を解消いたし、かつ、単年度の収支も黒字になることができるのではなからうかと私も思っております。ただ、先ほどから非常に議論がございますように、企業環境と申しますか、厳しいものがあるわけでございます。残念ながらその乗客数も、微減ではございますけれども毎年減っておりますという傾向もございまして、非常に厳しい状況にあることは承知をいたしておりますが、バス事業に例をとって申し上げますと、先ほど申し上げましたようなことで、一応再建のめども私どもとしては持つておるといふことでござい

○井岡委員 そこで財政局長、一つお伺いしたいのですけれども、交付税法の十八条。いま大臣は、

企業とこれがどういふようにこう、ということですが、一般会計についてお話を聞いておりますと、かなり政府の方からお金を出しておいでになるわけですね。そこで十八条の異議の申し立て、もつとこれは出してもらわなければどうにもならぬ、こういう異議の申し立てが出たらどうします。

○花岡(主)政府委員 都市交通事業につきましては、企業として経営されているものでございまして、負担区分によりまして一般会計で負担すべきものを除きましては、交付税で算定はいたしてないわけでございまして。御指摘の事例につきまして、そういうことでございましてから法十八条の審査の対象とはならないと私どもは解釈しております。

と申しますのは、この法律の十八条と申しますのは、「審査の申立て」と書いてございまして、これは算定の基礎に不服がある場合ということでございまして、この算定の基礎についての不服といふことは、法令で定められた算定方法に従いまして具体的に各地方団体の交付税額を計算する場合に、誤りがあつたときにこの不服の審査ができるということでございます。法令で定められた基準財政需要額の算定方法そのものについてこの不服の審査はできないと解されておるわけでございまして。

○井岡委員 若干私と解釈が違ふわけですが、これだけたくさんお金を出しながら、一般会計から出しているわけですか。これはどこから出しているのですか。やはり交付税として出しているのじやないのですか。交付金として出しているんじゃないのですか。

○花岡(主)政府委員 一般会計で負担すべきものにつきましては、交付税でその措置をいたしておるわけでございまして、先ほどは審査の申し立てというところでございまして、どちらの方のお答えをしたわけでございしますが、もちろん一般会計で負担する部分につきましては、地下鉄建設事業の地方負担額あるいは地下鉄事業の特例債の元利償還、こういったものにつきましては普通交付税

で算定いたしております。

○井岡委員 そうだとすると、その算定額について異議があるということになれば、当然これはあな方はやらざるを得ないのです。

〔中村(主)委員長代理退席、委員長着席〕それが異議申し立てでおりになるかならないかというところは別です。しかし、これはもう対象にならぬということにはならぬでしょう。どうです。

○花岡(主)政府委員 法律の十九条にもございまして、前条の申し立てがあつた場合に、交付税の算定に用いた数字に錯誤があつたときには是正するというふうな書き方もございまして。その辺から判断いたしますと、算定方法そのものについて異議申し立てはできない、算定の数値に誤りがあつた、用いた数値に誤りがあつたというふうなことについては異議申し立てができるということでございます。

○井岡委員 では、異議の申し立てはできる、こういうふうに理解していいですね。

○花岡(主)政府委員 先ほど申し上げましたように、要するに数値の取り違ひというふうな問題について審査の申し立てができるわけでございまして、これに基づいて算定方法そのもの、たとえば元利償還金については五割を削減するという規定になっておりましたときに、そのとおり数値に間違いなく算定されておる、この五割がどうであるかというふうなことにございましてはその審査の申し立てはできない、それに使った数値、これが間違いがあるというふうなことにございましては申し立ての対象になる、そういうことでございまして。

○井岡委員 私は分母に異議の申し立てができる、こういうふうな理解をします。したがって、この点はあなたの言われるように、算定の五割なら五割を見る、これ自体でなくて、算定をする金額、こういうものについてはある、こういうふうな理解をします。

そこで、大蔵省おいでになっていきますね。大蔵省にお伺いしたいのですが、先ほどからの御答

弁でおわかりのように、実はこれは施設だということお考えのようなんです。施設だということであると、先ほど読み上げました、辞典を一生懸命きう探しました。入れものだ、こういうことですか。当然、地下鉄の建設というもののについて特別の考慮を払っていただきたいと思ひますし、同時に、いわゆる改良工事について、私は二つ持つてゐるんです。改良工事とは、本来にその施設を改良するということ、これも一つだと思ふ。それからもう一つは、いま国民のニーズにこたえるという意味における改良工事、こういうものがある。どういふものかと申しますと、皆さんも地下鉄にお乗りになったらおわかりだと思ふのですが、あの長い階段をおりたり上がつたり、お年寄りや身体障害者の方々は大変なんです。だから福祉を含めた改良工事、この二つがあると思ふのです。

そういう意味で大蔵省は、四十八年の一月何日ですか、大蔵省、運輸省、自治省の間で決めた、だからこれは許されないので、こういうことでございましてけれども、もし改良工事を補助の対象にしてみたい、こういうことが運輸省なり自治省から出てきた場合、それを受けて立つと申しますか十分協議に乗る、こういうお考えありますか。

○尾崎説明員 お答え申し上げます。まず、前半の現行の地下鉄に対する補助制度についてのお考え方でございますが、先ほど自治省の方から御説明ございましたように十年間にわたりますして高額になる初期投資を償却していくという負担の非常に大きなことにかんがみまして補助制度がとられておりますので、必ずしも施設だから補助ということが言えるのかどうか。むしろ経営の問題といひますか、資本費負担の問題についても配慮が行われていることであらうと思ひます。

七〇％という非常に高率な補助が行われておりますのは、初期投資が非常に大変だということ、つまり、新しい地下鉄建設のインセンティブとして行われているものでございまして、お話の改良工事につきましては、これは全然別の思想とい

いますか、別の考え方からくる新しい補助金の問題として考えていかなくてはならないのじゃないかと思ひます。具体的な要求が出てまいりましたら、その段階で私も考慮すべき問題でございしますが、一般的に申しまして現在の国の財政事情でございします。したがって、新規の補助金につきましてはそれを認めることがなかなかむずかしい環境にございしますことは、先生御承知のとおりでございします。

○井岡委員 いや、私はいまの国の財政事情というものを前提にして物を判断しておるのじゃないのです。これはいつまでもずっと続かれたら国民はたまつたものじゃないですよ。ですから私は改良工事というのは、いわゆるいま地下鉄というのは、これは大臣も御答弁いただきましたように市民にとっては欠くことのできないいわゆる行政の中における事業、変な言い方ですけれども、適当な言葉がわかりませんからこういう言葉で堪忍してください。事業だ。そこでどうしてもその需要にこたえられない、こういうところでありまして、これは改良工事という名前であらうがどうであらうが、その住民にこたえてやる、これが政治じゃないですか。ですから、いまの財政事情の中では非常に苦しいから、これは新規のものは受け付けられぬということでございしますが、そうでなくて、将来改良工事というものについても十分話し合う用意はありますよ、こういうふうにお考えになりますか、こう言っておるのです。

○尾崎説明員 私も要求を受けて査定する仕事でございしますので、どうぞ要求してきてくださいというところはなかなか申し上げにくい立場でございします。具体的にそういうものがございしたらもちろん検討させていただきますが、ただ、環境は非常に厳しいということを申し上げたわけでございます。

○井岡委員 大臣、これは大変な問題ですから、一遍省内でなにして早急にとめて、大蔵省は要求があればその時点で考える、こう言っておるのですから、十分努力いただくかどうかお聞かせ願

いた。○後藤田国務大臣 よく検討して努力をいたしたい、かように思ひます。

○井岡委員 検討せぬでもわかつておることを検討してとわざわざ言わなくともいいですよ。

そこで、不良債務についても現に四十八年までの分については一応たな上げておるのですね。それから以後の分についても見直す必要があるんじゃないか、こういうふうに思ひますが、この点について自治省の方から……

○川俣政府委員 先ほど申し上げましたように、再建発足当時は二十四団体、八百億ほどの不良債務がございしました。再建団体につきましては、その分につきましては五十三年度末で約四百億、半減いたしております。その後発生いたしましたものが百数十億ございしますけれども、先ほど御説明申し上げましたように再建終了時におきましては、その百数十億も含めまして不良債務が解消できるといふふうに考えております。

それから再建団体でございしますけれども、五十三年度末で約五百六十億の不良債務がございします。不良債務が営業収入の一〇％以上を占めるということになりまして、起債申請の際に経営の健全化計画を提出していただくことに相なっております。この計画を私も見せていただいております。わけでございしますけれども、いづれにいたしましても再建団体につきましても、その計画が順調に進捗いたしますれば、現行制度のもとにおきまして不良債務が解消できるという見込みを実は持つておるわけでございします。

○井岡委員 現実にはその見込みどおりにいかない。算用合つて金足らずということ、これは昔からのなですから、十分いってないと思ひます。しかし、いつているんだ、いける見通しだということでございますから、もしそういうことが現実にあられてきた場合は、特段の注意を払っていただきたいことをお願いしておきます。

そして、もう時間があと少ししかありませんからお尋ねいたしますが、公務員部長は来ておいで

になりますか。——三十四年に何か東京都から、刑事罰で処分を受けた者について復職をさせてもらいたいという問い合わせが来た。これについては、その必要はないんじゃないかという感じがあると、たしかそうだったと思うのですけれども、ちよつと書類がどこかへ行ってしまつてわからなくなつたのですが、現実には、刑事罰を受けて、そして行政処分は解職をする、こういうことについては、もうV法上の処分を受けているのですから、十分その点について考慮ができる余地があるのかないのか、この点、お伺いしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 御質問にありました三十四年の行政実例というのは、自動車あるいは電車の運転手が業務上交通事故を起こしまして刑事罰の適用があつた場合に、平素の勤務成績というものを勘案して、地方公務員法二十八条に定められております、いわゆる禁錮以上の刑に処せられた場合には、条例で定めてあればこれは別でございしますが、当然失職をする、こういうことについて、失職をしなという条例を設けることが適當であるかどうか、こういう質問でありまして、それに対して自治省の見解といたしましては、そういう一般的な条例を設けることは適當ではない、こういう見解を示しておるわけでございします。

それで、この点でございしますが、交通事故の防止というものは、これは非常に国民的な課題になつておりまして、交通事故に対するいろいろな社会的な批判というものも相當厳しいわけでございします。そこで、そういう交通事故事案に対しては、地公法二十八条の規定に該當するような、つまり禁錮以上の刑に処せられるような事案、そういう刑事罰を科せられた場合にもすべてこれを失職させない、こういうような条例を設けることは、私も現在も適當ではない、こういうふうにご考慮しておるわけでございします。

ただ、現実にはそういう条例をつくつておる団体も相當数ありますが、失職をさせることがその事案の状況から見まして非常に酷であるというようにな、そういう特別の事例について個別的に判断を

してそういう条例を運用する、こういうことについては私も、それは全くいけない、こういう指導をしておるわけではございませんで、そういう条例をつくつておるところについては、たとえば執行猶予がついたような場合、こういうケースについては、限定的にそういう特別条例に基づいて措置をしていくというようなこともこれは差し支えないわけではございますが、そういう条例をつくつておるところでも、すべて失職をさせないという一般的な運用は適當でないというふうにご考慮しております。

なお、こういう規定は国家公務員の方にもありまして、国家公務員の場合には、人事院規則で特別を定めれば禁錮以上の刑に処せられても当然失職はしない、こういうことになつておりますが、人事院規則ではそういう規定を設けておりません。したがつて、やはり国家公務員との関係からいいますと、私も一般的にそういう条例をつくることについては否定的な見解を持つておるわけでございします。

○井岡委員 中段のところで、特別の事情があればこれはあえて失職をさせなければいかぬという考え方ではない、こういう御答弁でございしますが、私はそうであるとするならば、そのあなたの回答書を見たら、これは本で鼻をくつつたような回答です。だから、そういうことがやはり十分生かされるような処置を講じてやる。というのは、三十年当時はまだ福祉というものが余り国民の間に大きく政治の問題になつておらなかった。これは笑ひ話ですけれども、私は三十三年のときの立会演説で、この次に井岡というチンピラが出てきて社会保障の問題を言いますよ、社会保障というのは怠け者をつくる制度です、こんなものに賛成してはいけませんと言つて、立会演説で自民党の先生に大分こつぱどくたかれました。ところが今日では、社会保障とでも言わなければ、自民党の先生といえども当選しませんよ。こんな怠け者やなんて言つておつたら、これはたちまちいかれてしまいますよ。それほどやっぱり社会保障とい

うものについて国民に定着している。

そこで、実はお年寄りの無料バス、これが一番大きな原因なんです。あるいは身体障害者の無料バスが問題なんです。運転手は前を見ているものですから、そのためにこっちの方でおりがけに事故を起こしたとか、あるいは、どう申しますか、おりようとしておったところをなにしたとか、こういうことで起こる事故が多いわけです。それがいわゆる禁錮というような、これは警察の場合から言えば、大変なけがをさせたのだから禁錮だというのは、ある意味においては私はわからぬことはない。それを木で鼻をくくったような回答なものですから、どうにもみんな事業所では困っているわけです。ちゃんとこれはもう転職をさせてやっていく。そして恐らくその人間も、もう二度と自動車に乗ろうなんて考えを持たないでしょう。そういう点を考えれば、そういう木で鼻をくくったような回答でなくて、もっと私たちの言葉で言うと温かみのある指導ができないのかどうか、この点、もう一度お伺いしておきたいと思うのです。

○宮尾政府委員 交通事故を起こして刑事罰に問われた場合に、これはすべて失職するということではなくて、禁錮以上の刑に処せられた場合に、これは条例で特別にそういう失職をしない規定を定めてある場合は別として、そうでなければ失職をする、こういうのが地方公務員法の規定の仕方でございます。

そこで、東京都から照会をされましたものに対する私の回答といたしましては、有罪判決があつて禁錮以上の刑に処せられても、平素の勤務成績がよいとかいうようなことで、そういうことを勘案して失職しないという条例をつくることは適当であるかどうか、こういう質問に対しては、適当であるかどうかというこの判断、それは個々の団体が判断すべきことですけれども、自治省の見解といたしましては、そういう一般的な条例をつくることは適当でない、こういうふうにお答えをしております。その考え方は、いま

も同じ考え方を私どもは持つておるわけです。確かに交通事故の形態にはいろいろなケースがあると思うのです。ありますけれども、社会一般の考え方といたしまして交通事故というものについては、社会的な批判といえますかそういうものも非常に厳しいし、交通事故をいかに少なくしていくかということが国民的な課題になつておるわけでございますから、そういう中で、そういう例外を一般的に認めるような条例はやはりつくるべきでない、こういうふうにお考えのわけです。

ただ、どうしてもその地域の交通事情とかあるいはそのほかの理由がありまして、住民の理解なり同意というものが得られて条例をそういう地方団体がおつくりになつたという場合には、それは違法であるとか何とかいうことを私どもも申し上げるということとは言つてないわけでございます。ただそういう考え方で一般論として私ども、一般的にはそういう特殊な事情がない限りそういう条例をつくるのは適当でない、仮にそういう条例をつくつておる場合にも、漫然と運用するのではなくて、やはり個別的な事例について、本当にそういう必要があるというものについて限定的に運用していただきたいという考え方を持つておるわけでございます。

○井岡委員 もう時間が来ましたから終わりますが、最後にもう一つ二つ聞きたいことがあつたわけですが、これも終わりますが、ただ、再建団体でまだ計画変更が出されてないところは、依然として昨年の給与で、片一方の方は上がる、片一方の方は上がらぬ、こういうふうになつております。これはやはりその事業を遂行する上において、管理者としては大変苦労することだと私は思いますし、その結果、かえつて事業それ自体に悪影響を及ぼしたらいけませんので、格段の御配慮をいただくことをお願いすると同時に、先ほどから申し上げましたように、単に企業ということではなくて、いまや行政だということにお考えになつて、そして私たちが提案をいたしました法案は十分審議をしていただく。悪かつたら私たち改めるにはやぶ

さかではありません。とにかく、いまいろいろな面から考えて、都市の交通事業というものは大きく、どう申しますか、荒療治をやらなければいかぬ時期でございますので、この点をつけ加えて申し上げて、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○塩谷委員長 次回は、来る十四日午後二時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会